

「酒類の公正な取引に関する基準」に基づき「指示」をした事例

指 示 事 例 1 【大阪国税局】	
業 態	小売業（スーパーマーケット）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違 反 状 況	ビール系商品、清酒及び RTD を総販売原価割れで販売していた。
違 反 原 因	総販売原価の費用配賦において、合理的とは認められない方法を採用して販売管理費率を算出していた。その上で、競合他社の販売価格を踏まえ、販売価格を低く設定していた。
処 分 等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び調査対象者の商圏内の小売事業者へ相当程度の影響を与えていたことが認められたことから、当該違反行為は基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。

※ RTD … 「READY TO DRINK」の略。

一般的に、缶チューハイ等の栓を開けてすぐに飲むことができるアルコール飲料を指す。

指 示 事 例 2 【大阪国税局】	
業 態	小売業（スーパーマーケット）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違 反 状 況	ビール系商品を総販売原価割れで販売していた。
違 反 原 因	総販売原価の費用配賦において、合理的とは認められない方法を採用して販売管理費率を算出していた。その上で、競合他社の販売価格を踏まえ、販売価格を低く設定していた。
処 分 等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び調査対象者の商圏内の小売事業者へ相当程度の影響を与えていたことが認められたことから、当該違反行為は基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。

指示事例 3 【福岡国税局】	
業 態	小売業（ディスカウストア）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品及び焼酎を総販売原価割れで販売していた。
違反原因	透明性・合理性のないリベートを仕入に係る値引きとしていた。 また、総販売原価の費用配賦において、グループ法人全体の支出を元にした販売管理費率を使用する等、合理的な方法を採用していなかった。
処分等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び調査対象者の商圏内の小売業者へ相当程度の影響を与えていたことから、当該違反行為は基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。